

奈良県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第七十一号

奈良県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良県議会個人情報保護条例（令和五年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「同法」を「番号利用法」に、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十六条中「1 前二項」を「3 前二項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条中「2 議長は、第一項第五号」を「5 議長は、第一項第五号」に改める。  
第十九条第一項中「議会の保有する」を削る。

第四十四条中「3 前条」を「2 前条」に改める。

第五十四条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十八条から第六十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十項の改正規定（「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。）、第十二条第五項の改正規定（「及び第三十条」を削る部分に限る。）、第十六条から第十九条までの改正規定、第四十四条の改正規定及び第五十四条の改正規定

正規定 公布の日

二 第五十八条から第六十条までの改正規定 令和七年六月一日

（経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。